

令和4年8月8日

森町長 太田康雄 様

森町上下水道事業の料金等審議会
会 長 佐 藤 和 美



森町上水道の水道料金のあり方について（答申）

令和3年10月6日付、森水第54号により諮問のありましたことについて、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

記

森町の上水道事業（以下、「水道事業」という）を取り巻く環境は、給水人口の減少等に伴う有収水量の減少による給水収益の減少、老朽化による水道施設の更新、大規模地震に備えるための水道施設の耐震化等、多くの課題が山積しており、今後、厳しい経営状況が予測されている。

このような状況において、森町の水道事業を持続して運営し、安心、安全な水を安定して町民に提供していくためには、これまで以上の経営努力とともに、収益の確保が重要である。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、今後の料金体系について慎重に議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

1 経営課題への取組について

前述の課題に対し、これまでに森町水道事業が取り組んできた持続可能な安定経営への主な取組は、以下のとおりである。

- ・森町水道事業基本計画に基づいた水需要に見合った水源計画により、第1水源、第5水源及び南部送水ポンプ場を廃止し、施設の維持管理費を削減
- ・アセットマネジメント検討を行い、今後の施設更新需要を把握し、管路の計画的な耐震化及び更新を実施するために管路更新計画を策定
- ・水道事業が将来にわたってもサービス提供を安定的に継続することが可能となるよう、中期的な経営の基本計画である経営戦略を策定
- ・窓口業務、滞納整理業務及び施設の維持管理業務等を外部委託せず、上下水道課職員が自ら行うことで、委託にかかる費用を削減

2 水道料金改定にかかる検討について

水道事業は独立採算事業であり、水道料金収入で運営されることが原則とされている。

森町水道事業では、昭和49年の事業開始以来、料金の改定（消費税改定に伴う改定を除く）を行っておらず、前述の経費削減に努めつつ水道施設の更新や耐震化を進めてきた。

しかしながら、現状の有効率の低さなどを踏まえると、施設の更新事業や耐震化事業を一層強化して推し進める必要があり、その財源の確保が求められている。

また、平成28年度には、将来、給水収益の減少が見込まれる中、施設更新を継続し、安定的に事業を運営するため、「森町水道事業基本計画」を更新し、また、平成30年度には、水道事業の中長期的な経営の基本計画である「森町水道事業経営戦略」を策定した。

これらの計画及び今後の財政収支見通しから、持続可能な水道の安定供給、事業の健全経営を今後も持続するためには水道料金の見直しが必要であるとの判断に至った。

3 料金の算定期間（改定頻度）について

水道料金の算定期間は「水道料金算定要領（平成 27 年 2 月 日本水道協会）」によると“料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。”とある。

改定率と改定頻度の議論を行った結果、算定期間を3年とした方が改定頻度は高くなるものの、1回の改定率は低く抑えられ、また、社会情勢の変化に対応しやすいことから、今回の料金改定の算定期間は令和5年度から令和7年度までの3年間とし、次回以降については、令和8年度から令和10年度までの3年間、令和11年度から13年度までの3年間とすることが望ましいという判断に至った。

4 料金改定率について

料金算定期間を3年間とし、財政収支見通しで算定した内部留保資金について、今後10年間で約3億円を確保できる財政計画を検討した結果、令和5年度に平均改定率20.7%、令和8年度に平均改定率10.0%、令和11年度に平均改定率10.0%とする料金改定が適切との結論に至った。

5 料金体系について

(1) 基本料金・基本水量

現行料金体系では、口径別に基本料金が設定されており、基本料金には口径別

に基本水量が付与されている。

今回の改定においても、これまでどおり口径別の基本料金を設定することが適切との結論に至った。

また、基本水量については、「使用水量にかかわらず一定額の料金がかかってしまい、節水努力が反映されにくい」、「制度の当初の目的である公衆衛生の改善はその役割を終えている」等の課題があるものの、基本水量の変更については使用者間の料金差、特に大口径使用者に対する料金の激変をまねく要素になりうるものであるため、今回の改定では、基本水量の付与は現在と同様のものとする。

(2) 超過料金

現行は、基本水量を超える使用水量に対し、全口径同一料金である。

今回の改定でも、負担の公平性を図る観点から、全口径同一料金を維持することが適切である。

以上のことから、本審議会で採択した料金体系案を別紙1に示す。

6 料金改定日について

料金改定にあたっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和5年4月1日とするが、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、柔軟に対応していただきたい。

7 付帯意見

(1) 基本水量について

今回の改定では、基本水量の付与は現在と同様のものとしたが、今後の改定においては、生活支援という意味合いから小口径使用者には付与するとしても、大口径使用者への基本水量の付与については、今後検討が必要であると考えている。

(2) 基本料金について

今回の審議会では、基本料金、超過料金ともに改定する複数の料金体系案を審議した結果、比較的基本料金に重点を置いた料金改定案を採択するに至った。

今後も水需要の減少が見込まれる中、安定した料金収入を確保するためには、今後もより基本料金に重点を置いた料金体系が望ましいと考える。

【森町水道料金改定 案】

改定案

(消費税抜、2ヶ月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	16立方メートル	2,200円	1立方メートルにつき 110円
20mm	20立方メートル	4,500円	
25mm	20立方メートル	5,700円	
30mm	30立方メートル	8,500円	
40mm	30立方メートル	15,500円	
50mm	40立方メートル	23,000円	
75mm	100立方メートル	53,500円	
100mm	100立方メートル	84,200円	

改定前

(消費税抜、2ヶ月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	16立方メートル	1,800円	1立方メートルにつき 90円
20mm	20立方メートル	3,600円	
25mm	20立方メートル	4,600円	
30mm	30立方メートル	6,800円	
40mm	30立方メートル	12,400円	
50mm	40立方メートル	18,400円	
75mm	100立方メートル	42,800円	
100mm	100立方メートル	67,400円	

委員名簿

番号	職名	氏名	所属等	備考
1	会 長	佐 藤 和 美	静岡産業大学教授	学識経験者
2	副会長	加 藤 久 幸	森町議会議員	議会議員
3	委 員	川岸和花子	森町議会議員	議会議員
4	〃	鈴 木 康 之	商工会長	商工会
5	〃	鈴 木 寿 一	社会福祉協議会会長	社会福祉協議会
6	〃	山 本 玲 子	男女共同参画推進委員会 会長	男女共同参画推進委員会
7	〃	岡田スミエ	森町消費者クラブ会長	森町消費者クラブ
8	〃	梅 下 博 光	豊田合成 WS 業務室 グループリーダー	水道利用者（企業）
9	〃	大 原 直 幸	町内会長連絡協議会会長	水道利用者（町内会）

